

京都市告示第17号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、財団法人京都市音楽芸術文化振興財団を京都市公金収納受託者とし、京都市北文化会館、京都市東部文化会館、京都市右京ふれあい文化会館、京都市西文化会館ウエスティ及び京都市呉竹文化センターの使用料の徴収事務を委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榎本頼兼

(文化市民局文化部文化課)